

平成 28 年度予算編成方針

平成 27 年 10 月 23 日
府 中 市 長

1 国内を巡る情勢

日本経済の基調判断は、直近の月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」とされる一方、「中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」とされています。

また、6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、「歳出全般にわたり、聖域なく徹底した見直しを進める。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。改革初年度に当たる平成28年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる」としています。さらに、「地方財政については、国庫支出金等を見直すとともに地方創生予算への重点化を行うことにより、新型交付金を創設・活用し、地方創生の深化を図る。地方交付税制度において、頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進する」としています。

平成28年度においては、国の経済財政運営の動向を注視し、地方創生に向けて新たに創設される新型交付金の情報収集に努めるなど、適切に対応していく必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成 26 年度普通会計の決算では、歳入の地方税が約 7,000 万円、対前年度比で 1.4%増収となっており、景気の回復基調による法人市民税の増収が大きく影響しています。地方交付税は、公債費分などの基準財政需要額が増えたことにより、対前年度比で 3.5%増収となっています。市債については、市域全体が過疎地域に指定されたことに伴う過疎対策事業債などの起債が約 4 億円、対前年度比で 22.6%増加しました。歳入については、依然として地方交付税や市債など依存財源の割合が高い状況であり、平成 26 年度では歳入総額の 65.2%となっています。

一方、歳出においては、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の総額が歳出総額の 48.1%を占め、また、特別会計等に対する繰出金も増加傾向にあるなど、厳しい財政状況が続いています。

今後の財政見通しとしては、自主財源の根幹をなす地方税の大きな伸びは期

待できず、扶助費等の社会保障関係経費が増加していくことが見込まれ、より多くの一般財源が必要となります。

以上のことから、今後も財政運営は非常に厳しくなることが予想され、市民サービスを維持しつつ健全な財政状況を堅持するためには、第4次府中市行政改革大綱（以下「行革大綱」という。）や府中市7億ダイエツトプラン（以下「ダイエツトプラン」という。）を着実に実行することにより、一般財源を確保しなければなりません。

3 平成28年度予算編成方針

(1) 諸計画を踏まえた予算編成

今年度策定する第4次府中市総合計画（以下「総合計画」という。）や地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）を踏まえ、将来に渡り持続的に発展するまちを実現するため、熱意と使命感を持って取り組む事業を優先する予算を編成します。

(2) 地方創生枠予算の確保

急速な少子高齢化の進展に対処し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり活力ある地域社会を維持するための施策実施に必要な予算枠を確保します（事業費ベースで約1億円）。

(3) 経常的経費の考え方

継続事業を見直し、民間活力の活用に留意するとともに、行革大綱やダイエツトプランを反映した予算を編成します。

(4) 投資的経費の考え方

緊急性と必要性が高く、費用対効果が期待できる事業を優先する予算を編成します。また、国・県支出金などの財源確保に努めてください。

4 平成28年度予算編成基準

予算編成方針で示した予算編成に必要な財源を確保するため、次に掲げる基準に留意し予算要求を行ってください。

(1) 平成27年度当初予算額から歳出経常一般財源ベースで3%削減を達成してください。

(2) 合併建設計画の期間が終了したことに伴い、さらなる選択と集中により投資的経費の縮小を図ることで、歳出投資一般財源の目標総額を5億円以内とします。また、投資的経費については、総合計画の第1期実施計画に掲載する予定事業以外の事業の要求は認めません。

(3) チャレンジ枠に代わって、地方創生枠予算を新設します。地方創生枠予算の対象事業は、次に掲げる四つの目標に合致する先駆的なソフト事業とし、

数値目標（KPI）が明示され、かつ、総合戦略に盛り込む予定の事業とします。要求方法等詳細については別途通知します。

ア 「地方における安定した雇用を創出する」事業

イ 「地方への新しいひとの流れをつくる」事業

ウ 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業

エ 「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」事業

また、今年度のチャレンジ枠で実施している事業について、平成 28 年度も引き続き実施しようとする場合は経常的経費として要求してください。

(4) 歳入科目別の編成基準

歳入科目	編成基準
市税	<p>税制改正、人口動態、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な収入見込額を計上すること。</p> <p>特に、課税客体・課税標準の的確な把握と徴収率の向上に努め、市税の増収及び税負担の公平性の確保に努めること。さらに、滞納繰越分の解消に努めること。</p>
分担金及び負担金 使用料及び手数料	<p>受益者負担の原則に基づき、施設利用率の向上、使用料・手数料について減免規定の適正な運用による公平な費用負担の確保に努め、経済情勢の変動及び他自治体との均衡を十分に考慮して見直すこと。</p> <p>使用料・手数料の負担水準の設定にあたっては、できるだけサービスに要する経費に見合う適正なものとなるよう留意すること。また、使用料等を徴収しない施設の使用については、冷暖房費等の実費徴収について検討すること。</p>
国・県支出金	<p>国・県の補助メニューは多岐にわたっており、その内容を十分調査し、国・県の予算編成の動向を踏まえ、市の施策を実施するために必要と認められるものについては、積極的な確保に努めること。</p> <p>また、国・県の補助金制度が廃止された場合は、本市事業も廃止とするが、特別の事情により事業継続を必要とする場合はゼロベースで査定する。</p>
市債	<p>国の地方債計画や同意等基準に基づき、適切な市債発行に努めること。</p> <p>また、将来的に過度な負担を残さないよう、発行額は償還額以内に抑えることとする。そのため、事業の必要性、緊急性を精査し、財源を安易に市債に頼ることなく新規財源の発掘に努めること。</p>
財産収入	<p>未利用財産の有効活用（貸付け等）を検討するとともに、早期処分によることも含め収入の確保に努めること。</p>

(5) 歳出科目別の編成基準

歳出科目	編成基準
人件費	<p>給与関係経費は歳出に占める割合が大きく、財政運営に大きな影響を与え財政硬直化の要因となるので、人員の適正化に努め、限られた人員で事務事業を効率的に執行すること。定型業務については、嘱託員による対応等も検討すること。</p> <p>また、事務は勤務時間内に対処できるよう、課内での調整や「ノー残業デー」の徹底により、時間外勤務手当の削減に努めること。</p>
扶助費	<p>制度運用の厳格化に一層取り組むとともに、過去の実績や国の動向等を十分に把握し、今後の変動要因を考慮すること。</p>
物件費	<p>1 旅費 平成 20 年 4 月 1 日の条例改正に準じた見積額とすること。 県外出張については、原則として休止とする。県内出張については公用車を使用すること。 なお、新規事業や重要課題に対応するために必要と判断される旅費は、総務部長の裁量により対応するものとする。</p> <p>2 消耗品 消耗品の使用節減の意識を高め、最低限必要なもののみを購入するなど、適正な在庫管理に努めること。</p> <p>3 光熱水費等 一層の省エネルギー化に努めるとともに、燃料価格の変動に留意し、見積額が過大・過小とならないよう注意すること。</p> <p>4 委託料 法定項目以外で継続的に業務委託を実施しているものについては、その業務内容や費用対効果等を精査し、業務委託を継続することが必要かどうか再検討すること。 また、適正な業務委託により市民サービスの向上を図るため、管理業務実施状況の評価を行い、管理基準・業務範囲・指定管理委託料などについて見直しをすること。</p> <p>5 借地料 借地料については、「借地縮減推進方針」に基づき見直しを行うとともに、当該土地は原則として返還又は買い取ること。 なお、新たな土地賃貸借契約の締結は認めない。</p> <p>(1) 事業を廃止する場合 事業廃止年度を決定し、事業廃止時に借地上の建物・構築物等を撤去のうえ、当該土地の現況で所有者に返還すること（契約内容により原状回復が必要）。</p> <p>(2) 事業を継続する場合 当該土地の取得について所有者と協議し、取得可能なものについては取得計画（取得年度・財源等）を立てること。</p> <p>6 備品購入費 備品の購入は必要最小限とすること（代替のみ認める）。</p>

歳出科目	編成基準
維持管理費	<p>不特定多数の市民が利用する公共施設の維持補修を優先させ、緊急性や施設の老朽度合などを考慮し施設維持修繕計画を作成すること。</p> <p>また、予防保全の考え方を取り入れ、財政負担を平準化することで必要最小限の要求額とすること。</p>
補助金・負担金	<p>補助金については、平成 27 年度の補助金検討委員会において決定した見直し結果によること。団体に対する運営費補助金については、団体の自主財源の強化、業務運営の効率化を要請することにより、原則廃止又は事業費補助への変更を図ること。</p> <p>また、新たな補助金は措置しないこと。</p>
投資的経費	<p>1 新規事業を抑制し、緊急性、必要性を精査して優先順位を設定するなど、まちづくりに欠かせない事業を対象とすること。</p> <p>2 公共工事に係る費用については、近年の入札の動向を踏まえ予算に反映することとし、不要な資産の廃止や非効率な資産の効率化対策など資産マネジメントの視点を採り入れ、イニシャルコストのみならず、施設の供用開始から廃止までに要するランニングコストを含めたトータルコストが最小となるように留意すること。また、施設の除却・更新費用にも留意すること。</p> <p>3 工事請負費等の執行において、入札残が生じた場合は増額変更契約をすることがないように、積算の段階で十分精査すること。なお、増額変更契約を締結するときは、建設工事入札参加資格等審査会に報告すること。</p>

5 予算査定

- (1) 原則、一件査定方式としますが、4(1)で示した歳出経常一般財源の 3%削減を達成した場合、経常的経費のヒアリング及び企画財政課査定を簡略化します。なお、投資的経費はすべて一件査定方式とします。
- (2) 平成 27 年度当初予算額を超える要求は原則認めません。特に、物件費（旅費、需用費、委託料など（臨時的なものを除く））については、厳しく査定します。
- (3) 経常的経費は全て企画財政課が査定し、原則として復活要求は認めません。ただし、特別の事情があると担当部長が認めたときは、市長査定とします。
- (4) 次に掲げる経費については、すべて市長査定とします。
 - ア 投資的経費
 - イ 経常的経費の中で 300 万円以上の臨時経費
 - ウ 備品
 - エ 地方創生枠予算
 - オ その他市長が指定する経費

- (5) 投資的経費は、事業の緊急性、必要性に基づき査定します。
また、投資的経費の縮減を目指す観点から、要求された予算をすべて措置することは困難ですので、必ず優先順位を設定してください。優先順位が示されない場合はゼロ査定とします。

6 特別会計及び企業会計の予算編成

予算編成方針については一般会計に準ずることとしますが、以下の個別事項にも十分留意し適正な予算編成を行ってください。

(1) 独立採算の原則

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減や収納率の向上対策などにより、経営体質の改善を行い一般会計からの繰入に依存しないよう、民間企業と同様の経営感覚を持ち健全経営に努めてください。

(2) 繰出金

繰出金については、繰出基準外繰出はもとより、基準内繰出であっても抜本的な見直しを行ってください。

(3) 企業債の発行抑制

企業債については、将来の負担増とならないよう、建設改良費などの圧縮により企業債発行額の抑制に努めてください。

(4) 経営方針等に基づいた予算編成

水道事業会計及び病院事業会計については、中長期的な経営方針等を反映した予算編成としてください。

(5) 出資団体の予算編成

市が出資・補助を行っている公社・団体に対しては、経営改革の取組を進めるため、市と同様の事務事業の効率化、経費の節減、自主財源の確保などを要請し、自立した財政運営を行うよう指導してください。

また、地方独立行政法人府中市病院機構については、早期の経営安定化を図るため、中期計画の着実な執行に資する予算編成を前提とした予算要求を行ってください。

7 予算要求書の提出期日及び部数

- (1) 提出期日 11月24日(火)
(2) 提出部数 3部 (※予算要求書は、担当部長の調整・決裁を経ること)

8 予算見積価格

別途通知

9 新年度予算編成スケジュール

月	日	項目
11	24	新年度予算要求見積書提出期日
	11/30～12/18	企画財政課ヒアリング（一次査定）
12	25	一次内示
1	7～15	市長査定（二次査定）
	下旬	二次内示
2	中旬	新年度予算書・資料作成、記者発表

10 その他

- (1) 2年以上にわたる契約を締結する場合、長期継続契約に該当するものを除き、必ず債務負担行為を設定してください。その際、事業内容・規模・年割額等について精査し、後年度の財政負担の軽減に努めてください。
- (2) 予算要求に当たっては消費税率8%で積算してください。ただし、消費税率が平成29年4月から引き上げられることに伴い、債務負担行為の設定や平成28年10月以降に契約締結し、平成29年度以降に完了する工事などは引上げ後の消費税率が適用されるので注意してください。
- (3) 予算に関連する条例・規則・要綱等は、漏れのないよう整備してください。